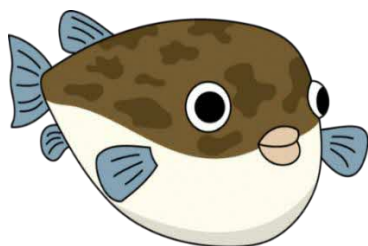


令和5年度 既存ふぐ処理者認定講習会



食品衛生法の改正に伴い、令和3年6月1日からふぐ処理者の制度が大きく変わりました。また、ふぐ処理者の知識等を全国的に平準化することを目的として、厚生労働省がふぐ処理者の認定基準を定めました。

そのため、認定基準を満たしていない既存ふぐ処理者に対して、認定基準を満たすための講習会を開催いたします。

今後も、引き続きふぐの処理を行う場合は、令和6年5月31日までに既存ふぐ処理者認定講習会の受講をお願いいたします。

なお、**今回開催される講習会が最終開催の予定です。**受講せず、引き続きふぐの処理を行う場合は**ふぐ処理者試験に合格する必要があります。**

内 容	厚生労働省の定めたふぐ処理者の認定基準を満たすための講習会（座学のみ）		
対 象 者	下記のいずれかに該当する方（今後もふぐの処理を行う場合に限る。） ・令和3年5月31日までに島根県内でフグ処理者講習会を受講した方 ・他の都道府県等の条例等の規定に基づくフグ処理の資格を有する方であって、令和3年5月31日までに保健所に届出済みの方。（厚生労働省の定めた認定基準を満たしていない場合に限る。）		
申込方法	別紙申込書を記入の上、メール、郵送またはFAXにて 令和6年1月15日 までにお申込みください。申込み〆切を過ぎた後の受付や会場の変更は行いません。		
受 講 料	受講料は無料ですが、テキスト代は実費負担となります。使用するテキストは、「ふぐ（第12版）」、「新訂 食品衛生責任者ハンドブック（第2版）」です。 テキストは、講習会当日に会場にて購入することができます。（参考価格 2冊で5,000円） なお、既にテキストをお持ちの方は、講習会当日にご持参ください。		
開 催 日 程 ・ 会 場	2月5日（月）	出雲合同庁舎601会議室 松江合同庁舎606会議室 雲南保健所集団指導室 県央保健所集団指導室 浜田合同庁舎大会議室 益田合同庁舎大会議室 隠岐合同庁舎6F会議室A	受 付／13:00～13:30 講習会／13:30～16:00

【注意事項等】

- ・ 講習会に遅れて参加された場合、受講をお断りする場合がございます。
- ・ 各会場の応募人数によっては、隣接する別会場での受講をお願いする場合があります。

【お問い合わせ先】

（松江市以外の事業者の方） 島根県健康福祉部薬事衛生課 TEL：0852-22-6487

（松江市内の事業者の方） 松江市健康福祉部保健衛生課 TEL：0852-28-8285